

世界の人権はいま

― 普遍的定期審査の現場から ― (その六)



研究センター所長
同志社大学法学部教授

坂元 茂樹

六月一二日にシンガポールで開催された歴史的な米朝首脳会談によって、北朝鮮に対する関心は世界的に高まっています。報道によれば、米国は核兵器と弾道ミサイルの完全廃棄を要求し、北朝鮮はその見返りとして体制の保証を勝ち取ったようです。もっとも、今後の展開は不透明です。

その北朝鮮の体制における人権状況には、国際社会から厳しい目が向けられています。二〇一七年一二月一九日、第七二回国連総会本会議で一三年連続となる、日本を含む六一カ国が共同提案国となる北朝鮮の人権状況改善を求める決議がコンセンサスで採択されました。

た。ただし、北朝鮮、ロシア、シリア、キューバ、イラン、中国及びベネズエラがコンセンサスから離脱を表明しました。離脱を表明したこれらの国々の人権状況に問題が多いことは周知のとおりです。

北朝鮮に対する第一回の普遍的定期審査(UPR)は、二〇〇九年一二月七日に行われました。メキシコ、ノルウェー及び南アフリカがトロイカと呼ばれる報告者国を構成しました。北朝鮮の審査においては、日本と韓国を含む一五カ国が事前質問を行いました。質問分野は、拉致問題や離散家族の問題に加え、児童、食糧、拷問禁止など多岐にわたりました。

なお、UPRの審査では、国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)が作成した「集成」において審査対象国の人権条約の批准・加入状況が示されることになっています。北朝鮮の場合には、社会権規約、自由権規約、女子差別撤廃条約及び児童の権利条約の締約国でありませんが、コア(中核的)人権条約と呼ばれる、人種差別撤廃条約、拷問禁止条約、難民条約、移住労働者権利条約、障害者権利条約及び強制失踪条約には加入し

ていません。

また、「集成」では、人権の促進と擁護のための国内機関に関する国内調整委員会（I C C）によって認定を受けた国内人権機関が北朝鮮には存在せず、北朝鮮の人権状況に関する特別報告者であるビティト・ムンタポーン氏（当時）は、人権の保護は、とりわけ、国際基準に基づく法、政策、計画を要求すると述べ、北朝鮮が支出を軍事費から人間の発展の部門に変更し、人権と人間の安全保障に振り向けるように勧告していました。しかし、北朝鮮がO H C H Rの専門的支援も拒否していること、女子差別撤廃委員会による女性に対する固定的な差別観念の存在の指摘や児童の権利委員会による障害をもつ児童への無差別原則が尊重されていないとの指摘、さらには特別報告者による公開処刑や政治犯収容所における秘密処刑、北朝鮮が拉致や強制失踪の問題に効果的に対応しておらず、被害者やその家族に救済を提供していないことなど、さまざまに人権上の問題が指摘されました。しかし、第一回のU P Rにおいて、北朝鮮が提出した国家報告書に

はこうした問題について一切触れられていませんでした。

さらに注目されるのは、北朝鮮による人権の捉え方の特異性です。同国は、人権が真に権利となるのは、個人が自然、社会及びみずからの主人となることを可能にする独立した権利になった時であるというチュチェ（主体）思想に基づかれています。北朝鮮は、人権の実現は国家の保障の下においてのみ可能だとし、人権問題を口実とする体制の変革は人権の違反を構成するとして、この意味で人権は国家主権を意味すると捉えています。

北朝鮮によるこうした人権の捉え方が他の国と大きく異なることは明らかです。一九九三年に世界人権会議で採択されたウィーン宣言では、「人権及び基本的自由は、すべての人間の生まれながらの権利であり、それらの保護及び助長は諸政府の第一次的責任である」と確認されているからです。

次回、こうした北朝鮮の人権状況に対してどのような審査が行われたかを紹介したいと思います。